

学校感染症による出席停止について

保護者 様

千葉県立袖ヶ浦特別支援学校長

他の児童・生徒に感染する恐れのある感染症に罹患した場合、学校保健安全法施行規則により学校へ登校することができません。お子さまの病状が回復し登校する際は、「登校許可証明書」を医師に記入していただき、学級担任へご提出ください。

登校許可証明書

年 組 児童生徒氏名

証明日： 令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登校可

該当疾患 に○	疾患名	出席停止の期間（以下の基準に基づき、主治医が判断します。）
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の各腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
	A群溶連菌感染症、	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで。
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能。
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能。
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能。
	伝染性膿痂疹	患部を覆えば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の感染症（	）

※学校生活での注意事項

（ ）

医療機関名

医師名

印